

「地域活性学会誌」査読体制

(1) 総則

地域活性学会会則第 4 条(2)及び第 22 条(4)に則り、地域活性学会誌（以下、「学会誌」と呼称する）の掲載論文等の受付、査読、編集及び発行は、地域活性学会の学会誌編集常任委員会（以下、「学会誌編集委員会」と呼称する）がこれを所掌する。

(2) 学会誌編集委員会

学会誌編集委員会は 1 名の学会誌編集常任委員会委員長（以下、「編集委員長」と呼称する）及び数名の編集委員より構成する。編集委員長は会則第 22 条 2 項に則り会長が選任し、編集委員は編集委員長が学会員の中から任命する。また、編集委員長は、編集委員長を補佐する副編集委員長を任命することができる。

学会誌は原則として年 2 回の発刊とし（毎年 3 月・10 月発行）、編集委員会は投稿のエントリー、投稿受付から査読を経て発行までの日程を、本学会会員に事前に公表する。投稿の種別や手続き等に関しては学会誌「投稿要領」に、査読・審査については学会誌「査読ガイドライン」にて定める。

(3) 査読者

編集委員会は、学会員の中から投稿論文の査読者に相応しい者（査読候補者）を予め選任する。査読候補者は、研究・業務等に係る分野や専門性等を基に査読分野を登録し、編集委員会は査読分野を参考に査読者の選定を行うものとする。

(4) 投稿要件の確認

編集委員会は、投稿論文が投稿規程に定められた要件を満たしているかどうか確認する。投稿論文が要件を満たしている場合には受理し、満たしていない場合には受理しない。

(5) 審査の開始

投稿要件を満たし受稿となった論文は、編集委員会が査読候補者の中から、投稿論文の分野・内容を基に原則として査読者 2 名を選定し、査読を依頼する。査読者の氏名は公表しない。

(6) 審査のプロセス

投稿された論文は、原則査読者 2 名による査読を行い、査読結果を編集委員会に通知する。投稿者の氏名は査読者に開示しない。査読結果をもとに論文誌編集委員会が審議を行い、掲載

の可否を決定する。

査読及び審議の結果は投稿者に通知され、その際に、投稿者に原稿内容の訂正、追加・削除を要求することがある。投稿者は期日までに指摘の事項に関して回答し、加筆修正後の原稿を再提出しなければならない。

査読・審議又は再提出後の審議の後、予め定められた期日までに、編集委員会から投稿者に対し掲載可否の通知を行う。掲載可となった場合は、投稿者は指定する期日までに、最終的な修正を施した掲載用原稿を提出する。この際の修正は、誤字・脱字等の軽微な修正に限られ、データの修正・追加や論旨の変更、新たな説明や記述の追加・変更は認められない。

掲載用原稿の提出以降は、原稿の加筆・修正等の変更はできない。

投稿者は、二重投稿や剽窃等、論文投稿に係る不正行為について十分に注意し、そうした不正行為がないようにしなければならない。不正行為が発覚した場合には、投稿論文の受理の取り消し、審査の拒否、掲載取り消し等の処分を行うことがある。

(7) 投稿の取り下げ

投稿者は、事情に応じて論文の取り下げを行うことができる。取り下げる場合には、理由を付してその旨を編集委員会に申し出るものとする。その申し出を受けて、編集委員会は審議を行い、取り下げの可否を決する。